

総合開発審議会・公共施設建設委員会 合同会議

2006 / 9 / 8 八重瀬町役場 2階会議室

八重瀬町

「新町建設計画」

合併の背景

地方分権の推進への対応

- ・地方の自立(平成12年地方分権一括法施行)
- ・地方への権限移譲(国 県 市町村)

少子高齢化・人口減少時代への対応

- ・平成19年から日本の人口は減少すると予測されている
- ・沖縄県は平成37年をピークに減少に転ずると予測されている
- ・八重瀬町においても当面人口は増加すると試算されているが、高齢社会(高齢化率14%以上)に突入している

多様化する住民ニーズへの対応

- ・住民の価値観の多様化、技術革新の進展などともなう住民ニーズの多様化・高度化
- ・専門的・高度な能力を有する職員の育成・確保が求められている

生活圏の広域化への対応

- ・交通や情報通信手段の発達による生活圏の拡大
- ・公共施設の効率的な配置や整備の必要性

危機的財政状況への対応

- ・国、地方とも財政は危機的な状況にあり、国、地方合わせた地方債残高(借金)は約800兆円
- ・八重瀬町の地方債残高は約125億円

三位一体改革への対応

国庫補助負担金の廃止・縮減 地方交付税の見直し 地方への税源移譲

新型交付税が導入されると八重瀬町の交付税は約3億円削減されると試算されている！

合併までの経緯

H15.1.21 4町村任意協議会設置(南風原町・東風平町・大里村・具志頭村)

H15.11.1 4町村合併協議会設置(法定)

H16.9.30 4町村合併協議会廃止(南風原町の離脱)

H16.11.8 東風平町・具志頭村合併協議会設置

申請まで正味4ヶ月弱

H17.3.15 東風平町・具志頭村議会で合併関連議案を可決

H17.3.29 沖縄県知事へ申請

H17.7.15 沖縄県知事が廃置分合(合併)を決定

H17.8.16 総務大臣が2町村の廃置分合(合併)を告示(決定)

H18.1.1 八重瀬町誕生

東風平町・具志頭村合併協議会で確認した合併の理念

- 1、合併は住民本位による合併(協議)であること。
- 2、合併による広域的発展を視野におきつつ、構成町村の均衡(平等)ある発展を希求すること。
- 3、合併による住民サービスの低下を招かない行財政の健全運営を推進する合併であること。
行政運営(事業実施)の優先度を明確にし、財政破綻を招かないこと。
合併特例債は有効に活用するものとし、将来の財政負担を勘案し、節度ある活用にとどめること。
- 4、積極的な情報の公開により、住民との情報の共有を図ること。
- 5、構成町村の課題を共有し、譲り合う心をもった英知ある合併(協議)であること。
- 6、合併を契機に、地方自治の原点に立った行財政改革を行うこと。

八重瀬町 平成18年1月1日 誕生

八重瀬町の命名理由に掲げられた八重瀬岳 標高163m

命名理由

- ・八重瀬岳は島尻のシンボリックな存在であり、地理的に分かりやすい。
- ・遺跡、史跡、自然、桜など、地域のアピール力がある。
- ・互いに身近な存在であり、知名度もあり、響きもよい。

新町名称候補選定委員会委員長コメント

八重瀬の「八重」はいくつにも重なっていることを意味し、「八」は末広がりです。幸せが幾重にも重なり、「瀬」は物事に出会う時の意味があり、両町村の合併は八重に出会う絶好のタイミングでした。

八重瀬には、幾重にも重なった人々の繁栄と末広がりの発展性のある町のイメージがあり、それが八重に続くことが願われています。

新町建設計画ってご存知ですか？

市町村建設計画は、合併特例法第5条に定められており、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならないとされています。

また、合併に際し、合併関係町村の住民に対して新町の将来に関するビジョンを示し、これによって、住民が合併の是非を判断する役割を果たすものです。

なお、新町建設計画は下記の ~ が盛り込むべき事項として例示されています。

合併市町村の建設の基本方針(特例法第5条第1項1号) P20～29・P46～48

合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項(＼5条第1項2号) P30～45・P49

公共的施設の統合整備に関する事項(＼5条第1項3号) P50

合併市町村の財政計画(＼5条第1項4号) P51～53

合併申請における必須事項となるほか、計画登載事業は、合併特例債の対象事業となります。

新町の総合計画が策定されるまでの間は、新町建設計画がその機能を有します。なお、総合計画の策定に当たっては、合併後の新町建設の大綱を謳った新町建設計画を基本に踏まえ策定するものとし、時代の潮流、社会経済情勢の変化、財政状況などの実情を勘案した上で、町政の一層の推進を目指して策定します。

総合計画ってご存知ですか？

総合計画は、基本構想・基本計画・(実施計画/旧東風平町・旧具志頭村策定無し)の3本立て！

総合計画は地方自治法第2条第4項「市町村はその事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」との法で定められた計画(基本構想)の一つです。

総合計画は、八重瀬町が行う全ての施策や事務事業の根拠となる最上位の計画になります。各分野ごとに作られる計画も、その考え方は総合計画との整合が図られることとなります。

旧東風平町の総合計画

基本構想：H15年～H24年(10ヶ年間)

基本計画：H15年～H19年(前期5年)・H20年～H24年(後期5年 必要に応じ見直す)

実施計画：策定無し

旧具志頭村の総合計画

基本構想：H14年～H23年(10ヶ年間)

基本計画：H14年～H18年(前期5年)・H19年～H23年(後期5年 必要に応じ見直す)

実施計画：策定無し

旧東風平町総合計画の体系

将来像 「清ら風の大地・プラザ東風平」

まちづくりの方向	施策の大綱
杜がうるおす まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全と活用 ・公園・緑地の整備 ・道路・交通網の整備 ・中心区域の形成 ・住環境基盤の充実 ・環境衛生の向上 ・消防・防災体制の充実
結がうみだす 元気づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域健康福祉の充実 ・児童福祉の充実 ・障害者福祉の充実 ・高齢者福祉の充実 ・生活福祉等の充実
学がのばす 人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の充実 ・生涯学習・内外交流の充実 ・文化の継承・発展 ・地域活動の推進 ・男女共同参画社会の推進
創がひろげる 活力づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の振興 ・商工業の振興 ・観光の振興

土地利用の基本方向

町民によるまちづくりの推進
行財政の運営
関連機関との連携

まちづくりの推進

資源循環タウン
がんじゅータウン
アグリ文化タウン

重点施策

基本計画 基本構想で示した方針を具体化

旧具志頭村総合計画の体系

将来像
「港川人・汗水節の里 うまんちゅ
で拓く いやしの村具志頭」

基本目標	施策の大綱
緑・花・水 でつなぐ 清ら村づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・集落環境の整備 ・環境美化の推進 ・雑排水対策 ・緑地の保全と活用 ・河川、湧き水を活かした空間づくり ・道路網の拡充 ・交通安全対策 ・地域防災の拡充
学ぶ楽しさ 英知集う 村づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の充実 ・生涯学習の推進 ・スポーツ・レクリエーションの育成 ・国内・国際交流の展開 ・青少年の健全育成 ・地域文化の振興
ふれあいと 健康自立な 村づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉の充実 ・健康づくり
働く喜び栄え る村づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の振興 ・漁業の振興 ・商工業の育成 ・体験・滞在・交流型観光の振興 ・地域情報化の推進 ・地域エネルギーの開発

村民参加の村づくり
行財政運営の確立
広域市町村圏との連携

基本計画 基本構想で示した方針を具体化

八重瀬町新町建設計画の体系

将来像

交流と連携による島尻地区発展の一翼を担う田園都市を目指して

「大地の活力と うまんちゅの魂が
創り出す自然共生の清らまち」

4つの基本理念

活力とうるおいの
ある豊かなまち

清らかな水と緑
のあるまち

ふれあいと優しい
心が育つまち

町民と行政の
協働でつくるまち

7つの基本方針

魅力と活力を創造する
産業のまちづくり

調和のとれたうるおいのある
安全・安心のまちづくり

自然と人が共生する
環境にやさしいまちづくり

人と人の結いとやさしさが
支えるふれあいのまちづくり

夢と未来を開く
心豊かなまちづくり

個性ある町民主役の
協働のまちづくり

効率的な行財政基盤を
確立するまちづくり

八重瀬町新町建設計画の体系

施策方向

- ・農業の振興
- ・水産業の振興
- ・商工業の振興
- ・観光の振興

- ・循環型社会の構築
- ・自然環境の保全

- ・健康づくりの推進
- ・高齢者福祉の充実
- ・子育て支援
- ・障害者福祉の充実
- ・地域福祉の推進

- ・町民協働のまちづくりの推進
- ・男女共同参画社会の形成
- ・コミュニティーの形成

- ・市街地及び集落整備
- ・交通体系の整備
- ・住宅・生活環境の整備
- ・上下水道の整備
- ・地域安全・防災体制の整備
- ・情報通信基盤の整備

- ・就学前教育の充実
- ・学校教育の充実
- ・平和学習の推進
- ・生涯教育・社会教育の充実
- ・スポーツの振興
- ・文化・芸術の振興
- ・歴史資源の経書翁
- ・交流と連携の推進

- ・効率的な行政組織
- ・財政運営の効率化

重点プロジェクト

活力ある産業の連携が
支えるまちづくり
プロジェクト

人と自然が共生する
まちづくり
プロジェクト

豊かな生活と文化が融合
した住みよいまちづくり
プロジェクト

夢と生きがいがある人を
育てるまちづくり
プロジェクト



地域別整備方針

5つの地域	地区別整備方針	地域の特徴
北部市街地地域	八重瀬町玄関口ゾーン	新町の北（那覇方面）の玄関口としてのまちづくり
中部市街地	プラザ・公園市街地ゾーン	土地区画整理事業、運動公園、西部プラザ公園などがあり公園と市街地の拠点
中部田園・丘陵地域	「歴史の道」田園・丘陵ゾーン	八重瀬城跡を中心に史跡、拝所が点在している
南部市街地地域	福木・にぎわいゾーン	新町の行政の中心、福木並木等を活用した新町の新たなまちづくりが期待できる
南部丘陵・海岸地域	歴史観光・海岸ゾーン	港川人、具志頭城跡、戦争遺跡と歴史を語る地域、さらに海を中心とした地域資源は観光の拠点となる。